介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設プエブロ稲敷（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和８年８月１日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は、第４条又は第５条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙１、別紙２又は別紙３（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有すること

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額１００万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお､この場合利用者及び身元引受人は､速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第２項の場合も同様とします)。

２　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②　利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を２か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず１５日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１０日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間保管します。(診療録については、５年間保管します。)

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2　当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条　利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設プエブロ稲敷のご案内
（令和８年８月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名……医療法人美湖会　プエブロ稲敷
・開設年月日……平成２１年６月１日
・所在地……〒３００－１４１７　茨城県稲敷市狸穴１１番地
・電話番号……０２９７－８７－７５１１　・FAX…０２９７－８７－７５８８
・管理者名……猪股　伸一
・介護保険指定番号…０８５２７８００２２号（多床室、従来型個室）
０８５２９８００１０号（ユニット型個室）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設プエブロ稲敷の運営方針］

「要介護者である利用者の自立を支援することを目的とし、目的に沿って各利用者が能力に応じた日常生活を営めるようサービス計画を立て、内容についての同意を頂き、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供いたします。サービスの質の向上のため①感染症管理体制の強化②介護事故に対する安全管理体制の強化③身体拘束廃止に向けた取り組みの強化に努めます。また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援いたします。」

（３）施設の職員体制

医師…１名　　看護・介護職員…４０名以上　　介護支援専門員…１名以上
支援相談員…２名　　理学療法士…４名　　管理栄養士…１名　　事務…２名

（４）入所定員等

・定員１００名（うち認知症専門棟４０名）
・療養室　　ユニット個室…２０室、一般４人室…１０室
認知専門棟４人室…８室　個室…４室　２人室…２室

２．サービス内容

① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食　８時００分～９時００分

昼食　１２時００分～１３時００分

夕食　１７時００分～１８時００分

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名　称……美浦中央病院

・住　所……茨城県稲敷郡美浦村宮地５９６番地

・協力歯科医療機関

・名　称……横田歯科医院

・住　所……茨城県稲敷市角崎１６６

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4．施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面会……月曜～日曜　午前 10：00～11：45（最終受け付け）
 午後 13：30～16：15（最終受け付け）
- 外出・外泊……食事を止める事や薬の用意がありますので、原則として３日前までに電話連絡の上、当日サービスステーションにて所定の用紙に記入してください。（感染症対策の都合により変更有）
- 飲酒・喫煙……施設内全館禁止。
- 火気の取扱い……施設内持ち込み禁止。
- 設備・備品の利用……故意に破損された場合、修理代をいただきます。
- 所持品・備品等の持ち込み……物品によっては持ち込みをご遠慮頂く場合もございますので、事前にお問い合わせください。
- 金銭・貴重品の管理……場合によりお預かりすることができます。支援相談員にご相談ください。
- 外泊時等の施設外での受診……外泊期間中に状態が変わり、やむを得ず病院を受診する場合は、必ずご連絡ください。
- ペットの持ち込み……館内への持ち込みは禁止。

5．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
・防災訓練　　年２回

6．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（市村・大島）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話０２９７－８７－７５１１）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所前ラウンジ（１階）、エレベーターホール（２階）に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

（公共苦情相談連絡先）

茨城県国民健康保険団体連合会	０２９－３０１－１５６５
稲敷市役所高齢福祉課	０２９－８９２－２０００
河内町役場町民保健グループ	０２９７－８４－２１１１
龍ヶ崎市役所高齢福祉課	０２９７－６０－１５２９
美浦村役場高齢福祉課	０２９－８８５－０３４０
牛久市役所高齢福祉課	０２９－８７３－２１１１
利根町役場	０２９７－６８－２２１１

8．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙２＞

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和８年８月１日現在）

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です）

【多床室】

・要介護１……　８４２円
・要介護２……　８９２円
・要介護３……　９５７円
・要介護４……１，０１１円
・要介護５……１，０６７円

【従来型個室】

・要介護１……　７６４円
・要介護２……　８１２円
・要介護３……　８７６円
・要介護４……　９３１円
・要介護５……　９８５円

【ユニット型個室】

・要介護１……　８４８円
・要介護２……　８９５円
・要介護３……　９６１円
・要介護４……１，０１７円
・要介護５……１，０７１円

上記の金額に、ユニットはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（２３円／日）、一般棟と認知専門棟にはサービス提供体制強化加算（Ⅲ）（６円／日）が加算されます。

② 各単位ごとに固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は上記施設利用料に７７円加算されます。

③ 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき１８７円。
（ただし、地域によってはガソリン代を別途にいただきます。）

④ 療養食（疾病治療用の食事）の提供……８円／１食
（１日３回を限度。医師の指示があった利用者について）

⑤ 個別リハビリテーション実施加算……２４４円／日
（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、１日２０分以上の個別リハビリテーションを行った場合）

⑥ 緊急短期入所受入加算……９２円／日
（計画的に行う事になっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合、入所日から７日間を上限とし算定）

⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算……２０３円／日
（認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると医師が判断した者において、入所日から７日間を上限とし算定）

⑧ 若年性認知症利用者受入加算……１２２円／日
（若年性認知症利用者ごとに個別の担当を定めている場合）

⑨ 緊急時治療管理加算……５２６円／日
（救命救急医療を実施した場合）

⑩ 重度療養管理加算……１２２円／日
（計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合（要介護４、５の者に限り、手厚い医療が必要な状態）特定短期入所療養介護の場合は６１円／日

⑪ 総合医学管理加算……２７９円／日
（治療管理を目的に短期入所療養介護を行った場合。１０日間を限度）

⑫ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）…１１円／月
（介護現場の人材不足の解消とケアの質の向上を目的）

（※その他、実施している加算については、適宜記載する。）

※介護保険自己負担分には、ユニット型個室は介護職員等処遇改善加算Ⅰロとして９．７％、多床室、従来型個室は介護職員等処遇改善加算Ⅱロとして９．３％の上乗せが加算されます。
※当施設では地域区分上乗せ割合７級地のため、１単位の単価を 10.14 円で計算しています。
※上記料金は介護保険自己負担分１割の料金です。介護保険自己負担分については、所得により負担割合（１割～３割）が異なります。

（２）介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は１日当たりの自己負担分です）

【多床室】

・要支援１…… ６２２円
・要支援２…… ７８５円

【従来型個室】

・要支援１…… ５８７円
・要支援２…… ７３６円

【ユニット型個室】

・要支援１…… ６３３円
・要支援２…… ８００円

上記の金額に、ユニットはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（２３円／日）、一般棟と認知専門棟にはサービス提供体制強化加算（Ⅲ）（６円／日）が加算されます。

② 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき１８７円。
（ただし、地域によってはガソリン代を別途にいただきます。）

③ 療養食（疾病治療用の食事）の提供…８円／１食
（１日３回を限度。医師の指示があった利用者について）

④ 緊急時治療管理加算……５２６円／日
（救命救急医療を実施した場合）

⑤ 若年性認知症利用者受入加算……１２２円／日
（若年性認知症利用者ごとに個別の担当を定めている場合）

⑥ 認知症行動・心理症状緊急対応加算……２０３円／日
（認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると医師が判断した者において、入所日から７日間を上限とし算定）

⑦ 総合医学管理加算……２７９円／日
（治療管理を目的に短期入所療養介護を行った場合。１０日間を限度）

⑧ 個別リハビリテーション実施加算……２４４円／日
（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、１日２０分以上の個別リハビリテーションを行った場合）

⑨ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）…１１円／月
（介護現場の人材不足の解消とケアの質の向上を目的

（※その他、実施している加算については、適宜記載する。）

※介護保険自己負担分には、ユニット型個室は介護職員等処遇改善加算Ⅰロとして９．７％、多床室、従来型個室は介護職員等処遇改善加算Ⅱロとして９．３％の上乗せが加算されます。
※当施設では地域区分上乗せ割合７級地のため、１単位の単価を 10.14 円で計算しています。
※上記料金は介護保険自己負担分１割の料金です。介護保険自己負担分については、所得により負担割合（１割～３割）が異なります。

（３）その他の料金

① 食費／１日あたり

・朝食　４６０円　・昼食　７１０円　・夕食　６９０円＊　・おやつ　１２０円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）／１日＊

・ユニット型個室　２，０７０円

・従来型個室　１，７３０円

・多床室　４４０円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び③「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

③ 理美容代　実費（２，９７０円～９，９００円程度。別途資料をご覧ください。）

④ 利用者が選定する特別な食事の費用　実費相当

⑤ 個人使用の電気製品持ち込み料　１品目当たり　１１０円／日

⑥ 文書料　領収証明書（１ヶ月につき）　１通　２２０円

⑦ 私物洗濯料

小（靴下・タオル・パンツ等）	５０円
中（シャツ・ももひき・ラバーシーツ等）	１００円
大（パジャマ・トレーナー等）	２００円
特大（はんてん等）	３００円

⑧ 教養娯楽費　２１０円／日

行事・レクリエーション・クラブ（書道・カラオケ・美術・ビデオ鑑賞・遊びり）等に係る費用・誕生者の写真・プレゼント・行事の写真等

⑨ 日用品費　２２０円／日

石鹸・シャンプー・食事用エプロン・歯磨き粉・おしぼり等

⑩ 施設外ショッピング、外食会又は外部業者販売において購入する嗜好品の立替え、趣味活動等の個人所有希望品　等

（４）支払い方法

・ 毎月１０日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・ お支払い方法は、施設窓口での現金支払いとなります。やむを得ない事情等の申し出によってのみ現金書留にてお受け致します。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

（令和８年８月１日現在）

介護老人保健施設プエブロ稲敷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
－入退所等の管理
－会計・経理
－事故等の報告
－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、 照会への回答
－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
－検体検査業務の委託その他の業務委託
－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
－保険事務の委託
－審査支払機関へのレセプトの提出
－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
－当施設において行われる学生の実習への協力
－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
－外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所療養介護
（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

介護老人保健施設プエブロ稲敷を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所

氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所

氏　　名　　印

介護老人保健施設プエブロ稲敷
理事長　　岩瀬　剛　殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	（〒　　－　　）
・電話番号	

【本約款第１０条３項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】
第１連絡先

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	（〒　　－　　）
・電話番号	

第２連絡先

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	（〒　　－　　）
・電話番号	